

税務システムに係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について
【提出意見及び県の考え方】

番号	該当ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する県の考え方
1	13	Ⅱ-6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	特定個人情報の保管・消去の①保管場所4行目の記述について、「他の業務を」は「他の業務に」又は「他の業務で」の誤りではないか。また、同行の「使用しておらず」は「使用しておらず」の誤りではないか。	特定個人情報の保管・消去の保管場所の記述について、記述誤りと思われたため。	ご指摘のとおりのため、「他の業務を」は「他の業務に」へ、また、「使用しておらず」は「使用しておらず」へ、評価書を修正する。
2	9	Ⅱ-3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 ⑤本人への明示	特定個人情報の入手・使用の④入手に係る妥当性及び⑤本人への明示について、法令等の規定はあるのか。	特定個人情報の入手に係る妥当性及び本人への明示について、明確な記述が必要と思われるため。	ご指摘のあった④入手に係る妥当性及び⑤本人への明示について、法令等の記述を評価書に追記する。
3	4	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2統合宛名管理システムの③他のシステムとの接続について、庁内連携システムが該当しているが、庁内連携システムとはどのようなシステムが該当するのか。	統合宛名管理システムの他のシステムとの接続先の確認。	税務システムは、統合宛名管理システムにより付番される統合宛名番号により、生活保護情報や障害者手帳情報を取扱う庁内連携システムとの情報連携を行うため、生活保護事務処理支援システム及び障害者手帳システムが該当する。

税務システムに係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について
【提出意見及び県の考え方】

番号	該当ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する県の考え方
4	全般		評価書の作成について、マニュアル等を作成のうえ評価書を作成したのか。また、評価書はどのように作成したのか。	評価書の作成方法の確認。	評価書作成のマニュアルは作成していない。 評価書の作成については、昨年度内閣官房が提示していた記載要領案や、今年度4月に特定個人情報保護委員会が提示された記載要領、また、他団体で意見募集を行っていた全項目評価書(案)を参考に、今年度税務課で作成した。 なお、評価書の記載内容について、情報セキュリティ対策は情報企画課と、その他の内容は学事文書課に確認したうえで作成している。 また、中間サーバーの記載については、総務省から中間サーバーに関する評価書の記載例が示されたため、その内容を含めて評価書を作成している。
5	全般		しきい値判断を行ったのはいつか。また、基礎項目評価書はいつ作成したのか。	しきい値判断の時期及び基礎項目評価書作成時期の確認。	平成26年8月上旬に基礎項目評価書を作成。なお、基礎項目評価書を作成する中で、しきい値判断を行っている。また、全項目評価書(案)についても、基礎項目評価書と同時期に作成している。

税務システムに係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について
【提出意見及び県の考え方】

番号	該当ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する県の考え方
6	19	Ⅲ-2 特定個人情報 の入手 リスク2: 不適切な方 法で入手が 行われるリ スク	リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスクの「リスクに対する措置の内容」について、「他の機関」とはどこを示しているのか。 また、「書面を本人に提示する際に、何のための書類か、山口県ではどのように利用するかを説明したうえで、書面を提出していただく。」となっているが、郵送による書面提出の場合の措置はどのように考えているのか。 Ⅲ-2は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く項目となっているが、情報提供ネットワークシステムに関する内容が記載されている。	不適切な方法で入手が行われるリスクに係る対策の記載内容の確認。	「他の機関」については、現在行っている事務で個人情報の入手を行っている住民票調査を対象としており、「市町村」が「他の機関」にあたると考えている。 郵送による書面提出については、Ⅲ-2-リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクのリスクに対する措置として、「書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属及び所在地を明記して、当該所在地あてに返送していただく。」ことを記載しており、リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスクにも該当する内容のため、リスク2に追記する。 なお、情報提供ネットワークシステムに関する内容については、ご指摘のとおりのため、評価書の一部を削除する。

税務システムに係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について
【提出意見及び県の考え方】

番号	該当ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する県の考え方
7	5 7 9 12 13 19 20 21 22 26 28	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(別添1)	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム5国税連携システムについて、「国税連携システム」と「eLTAX」はどう違うのか。また、評価書の内容に「国税連携システム」に関するリスク対策等の記載が不足しているのではないか。 (記載不足の箇所)	国税連携システムに関する記載内容についての確認。	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム5として、「国税連携システム」を記載しており、「国税連携システム」は「eLTAX」の一部であると考えている。 ご指摘のあった「国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))」の使用に係る特定個人情報ファイルの概要やリスク対策等の詳細な記述を、評価書に追記する。
		・II-3 ・II-5 ・II-6 ・III-2 ・III-3 ・III-4 ・III-5 ・III-7 ・IV	・I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ・(別添1)事務の内容 ・II-3. 特定個人情報の入手・使用 ・II-5. 特定個人情報の提供・移転 ・II-6. 特定個人情報の保管・消去 ・III-2. 特定個人情報の入手 ・III-3. 特定個人情報の使用 ・III-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・III-5. 特定個人情報の提供・移転 ・III-7. 特定個人情報の保管・消去 ・IVその他のリスク対策		

税務システムに係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について
【提出意見及び県の考え方】

番号	該当ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する県の考え方
8	12 22 23	Ⅱ-5 特定個人 情報の提 供・移転 Ⅲ-5 特定個人 情報の提 供・移転 Ⅲ-6 情報提供 ネットワ ークシス テムと の接続	特定個人情報の提供・移転について、12ページⅡ-5については、「提供・移転の有無を行っていない」となっているが、22ページⅢ-5については記載がある。特定個人情報の提供・移転は行われるのか。行われぬのか。また、23ページⅢ-6情報提供ネットワークシステムとの接続について、提供に係る接続を行うこととなっているが情報提供ネットワークシステムとの接続において特定個人情報の提供を行うのか。	特定個人情報の提供・移転の有無についての確認。	特定個人情報の提供・移転については、「国税連携システム」の団体間回送機能による他都道府県への提供が、特定個人情報の提供・移転に該当するため、12ページⅡ-5及び22ページⅢ-5特定個人情報の提供・移転の記述は、「国税連携システム」の団体間回送機能による他都道府県への提供の記述内容に、評価書を修正する。なお、23ページⅢ-6情報提供ネットワークシステムとの接続について、「接続しない(提供)」を該当としていなかったが、情報提供ネットワークシステムとの接続による提供は該当がないため、「[○]接続しない(提供)」に評価書を修正する。また、これにより、24～25ページのリスク5～リスク7の記述を削除する。

※7の個人及び団体から計8件の御意見等が寄せられましたので、御意見等と御意見等に対する県の考え方について、とりまとめました。
※番号については、御意見等をいただいた順に付番。